

福祉新聞 2010 年 7 月 12 日

<介護サービス情報公表制度>

事業者手数料廃止へ

長妻大臣が見直し指示

長妻昭・厚生労働大臣は 6 日の閣議後の会見で、介護サービス情報公表制度について、現在事業者が負担している手数料を廃止するなど同制度を抜本的に見直す考えを明らかにした。長妻大臣は「情報公開は大切だが、利用者がこれを見てサービス事業所に結びつく例が少ない。次期制度改正時に見直すよう事務方に指示した」と話した。

2006 年度から始まった同制度は年に 1 度、原則としてすべての介護サービス事業所に情報の公表を義務付けるもの。対象となる情報は事業所の所在地や職員体制などの「基本情報」と、調査員が事業所を訪問して確認事項を調べる「調査情報」の 2 種類で、都道府県が調査・公表の主体となる。

調査とホームページ上での公表にかかる費用は、都道府県が事業者から手数料として徴収する。2006 年度の手数料は全国平均で 1 サービスにつき約 5 万 5,000 円となり、事業者からの不満が噴出。その後、制度の簡素化・効率化を図り、2009 年度は約 3 万 4,000 円にまで下がった。

しかし、調査結果を公表したホームページへのアクセス件数は低調で、2008 年 7 月は全国で 26 万件。1 事業所当たり 2・3 件に過ぎないことから、特に手数料の約 7 割を占める「調査情報の事務に当初から批判が集まっていた。

介護保険手続きも是正

長妻大臣はこのほか、今年 2 月から介護保険制度に関する書類・事務手続きについて意見募集した結果に基づき、約 50 項目の書類・事務手続きを 7 月中に是正すると発表。例えば、ケアプランの軽微な変更の際にサービス担当者会議の開催を不要とする現行の仕組みは、軽微な変更の具体例を示すことで徹底する。

寄せられた意見は 1255 件で、最も多かったのは居宅介護支援に関するもので 440 件、その次に多かったのは情報公表制度に関するもので 186 件。全体の約 4 割に当たる 521 件については、今後、事務負担を軽減するという。